（防災・危機管理課の所掌事務）

第十五条の二　防災・危機管理課は、次に掲げる事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　総合事務局の所掌に係る防災に関する事務の総括に関すること。

二　総合事務局の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する事務の総括に関すること。

（調査官、監査官、情報管理官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官の職務）

第十九条　調査官は、職員団体、職員の苦情及び相談に関する事務をつかさどる。

［項を削る。］

5｜4｜3｜2｜

［略］

［略］

［略］

［略］

（理財課の所掌事務）

第二十二条　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～二十三　略］

二十四　金融商品取引法第二章から第二章の四まで及び第二章の六の規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

二十五　金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七条の二十二第一項及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定に基づく検査に関すること（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。

［二十六～三十九　略］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［条を加える。］

（調査官、主任調査官、監査官、情報管理官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官の職務）

第十九条　調査官は、命を受けて、職員団体、職員の苦情及び相談に関する事務を分掌する。

2｜主任調査官は、他の調査官の所掌に属する事務を管理する。

6｜5｜4｜3｜

［同上］

［同上］

［同上］

［同上］

（理財課の所掌事務）

第二十二条　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～二十三　同上］

二十四　金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

二十五　金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七条の二十二第一項及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく検査に関すること（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。

［二十六～三十九　同上］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ヌ　略］

ル｜高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

［ヨ｜ワ｜ヲ｜

［略］

［略］

［略］

［略］

［略］

カ｜

ヨ｜

タ｜

レ｜

一　［同上］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［同上］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ヌ　同上］

［号の細分を加える。］

［同上］

［同上］

［同上］

［同上］

ル｜

ヨ｜

カ｜

ワ｜

ヲ｜

タ｜